

天王寺区役所
広告付き案内地図設置事業者
募集要項

令和8年1月
大阪市天王寺区役所

天王寺区役所広告付き案内地図設置事業者募集要項

行政財産である天王寺区役所庁舎の有効活用を図ることにより、利便性の向上をはじめ、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保することを目的として、広告事業を行うこととし、次のとおり募集する。

1 施設の概要

(1) 名称

天王寺区役所

(2) 住所

大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号

(3) 庁舎開庁時間

月曜日～木曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

毎週 金曜日 午前 9 時 00 分～午後 7 時 00 分

毎月第 4 日曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

土曜日、日曜日、国民の祝日、国民の休日、年末年始は閉庁

2 募集内容

使用許可場所	位置
天王寺区役所 1 階正面入口風除室内	別図

詳細については、「天王寺区役所広告付き案内地図仕様書」のとおり

3 掲載できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第 3 条及び大阪市天王寺区役所広告取扱要綱第 8 条の規定に該当するもの

4 応募資格

応募者は、次に掲げる要件を満たした広告代理店（法人・個人を問わない）とします。

- ・成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・国税、市町村民税、消費税及び地方税の未納がないこと。
- ・広告等設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有していること。
- ・大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ・当区が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者でないこと。
- ・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

5 募集条件等

(1) 事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き案内地図の設置場所として使用する部分について、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

（2）使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、当初許可の日から5年を超えない範囲で年度ごとに更新することができます。更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とします。）

（3）使用料

本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税を加算します。使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

（4）必要経費の負担

- ア 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担となります。
- イ 電気を使用する際には、別途天王寺区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます（電気使用料は設置する機器の定格消費電力等により天王寺区役所で算定します）。
- ウ 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

（5）保証金

保証金については、原状回復担保相当額として使用料の3月分に相当する額を徴することとします。

保証金は本使用許可に伴う一切の損害賠償に充当します。前述の充当により保証金に不足が生じた場合又は充当によっても不足額がある場合は本市の指定する期日までその不足額を納入してください。

なお、保証金には利息は付さず、原状に回復したことを確認後、還付します。

6 応募申込手続等

（1）申込受付期間

令和8年1月6日（火）～令和8年2月3日（火）

午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付けません。

（2）申込受付場所

次項の必要書類を本要項「12」に記載する提出先までお持ちください。

なお、事前に電話連絡のうえお持ちください。（郵送等不可）

(3) 申込必要書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入 ※表面と裏面を別々に印刷した場合は、実印の割印を押してください
印鑑証明書 (法人の場合)	各種証明書	1部	発行日から <u>3か月</u> 以内のもの
印鑑登録証明書 (個人の場合)		1部	発行日から <u>3か月</u> 以内のもの
現在事項全部証明書 (法人の場合)		1部	発行日から <u>3か月</u> 以内のもの
住民票の写し (個人の場合)		1部	発行日から <u>3か月</u> 以内のもの
会社概要等	様式自由	1部	会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの
設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様（サイズ、重量、電気容量等）がわかるもの

(4) 応募にあたっての留意事項

- ① 價格審査後の使用許可は、応募申込書及び現在事項全部証明書に記載された名義以外では行いません。
- ② 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
- ③ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

7 質疑書の提出及び回答

本募集要項に関する質問については様式3の質疑書を電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答を天王寺区役所ホームページに掲載します。

質問受付期間 令和8年1月6日(火)～令和8年1月15日(木)午後5時まで

電子メール送信先 ti0001@city.osaka.lg.jp 大阪市天王寺区役所企画総務課

質問回答予定 令和8年1月21日(水)

8 價格提案書の提出

(1) 價格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和8年2月10日(火)

午前10時から午前10時30分までに価格提案書を8-(2)に記載の場所で提出していただき、午前10時30分から価格提案審査を行います。

(2) 提出先

大阪市天王寺区役所 5階502会議室

大阪市天王寺区真法院町20番33号

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 價格提案書（様式4）

- ② 委任状（代理人により応募しようとする場合）（様式5）
 - ③ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑）
- (4) 価格提案書の投函方法
- ① 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。
 - ② 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。なお、押印について、価格提案者本人にあっては実印、代理人にあっては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。
- (5) 応募価格の表示
- 応募価格は月額使用料（税抜き）を表示してください。
- (6) 価格提案書の書換え等の禁止
- 入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 価格提案審査
- ① 価格提案審査は、価格提案書の提出締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。
 - ② 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。
 - ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。
- なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。
- (8) 価格提案書の無効
- 次のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
 - ② 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
 - ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
 - ④ 応募者の記名押印がないもの。
 - ⑤ 所定の価格提案書を用いないでしたもの。
 - ⑥ 同一物件について応募者又はその代理人が2者以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
 - ⑦ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
 - ⑧ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2者以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
 - ⑨ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
 - ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
 - ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
 - ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。
- (9) 設置予定事業者の決定方法
- 本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者を設置予定事業者とします。
- (10) くじによる設置予定事業者の決定
- 最高額となる価格提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。
- 当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格提案審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。
- (11) 審査結果の公表

設置予定事業者及び金額は価格審査場所で公表します。また、設置予定事業者以外で審査順位の範囲内の提案者名及び提案価格を発表します。

審査結果については、決定金額及び設置予定事業者名を大阪市ホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

9 設置予定事業者の手続き

設置予定事業者決定後、細部について協議を行ったうえで、大阪市天王寺区役所広告掲出許可申請書等を提出していただきます。また設置予定事業者に決定した者は、使用許可申請書等を提出してください。なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払っていただきます。

10 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

11 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書等を熟読してください。
- (2) 応募者は、設置予定事業者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (4) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度天王寺区役所と協議してください。

12 本要項に記載する書類の提出先及び担当窓口

担当：天王寺区役所企画総務課（6階 62番窓口）

住所：〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号

電話：06-6774-9938

E-mail:ti0001@city.osaka.lg.jp